

旭川市新庁舎建設基本計画 概要版

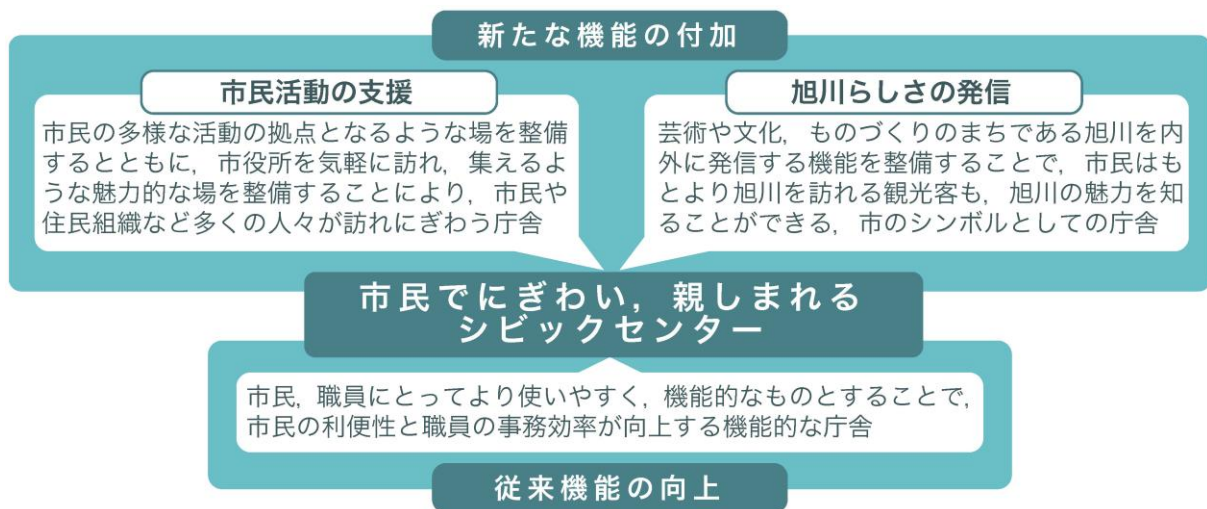
新庁舎建設の必要性

現在の庁舎は、耐震性の不足、分散化、狭あい化、老朽化に加え、災害時に必要な機能や駐車場の不足といった多くの課題を抱えており、これらの解決に向け、建替えが不可欠になっています。

新庁舎建設の基本的考え方

基本理念

市役所の従来機能を向上させながら、これからの行政需要に応えるための機能を付加した新しい庁舎の形を「シビックセンター」とし、その基本理念を「市民でにぎわい、親しまれるシビックセンター」とします。



役割と基本方針

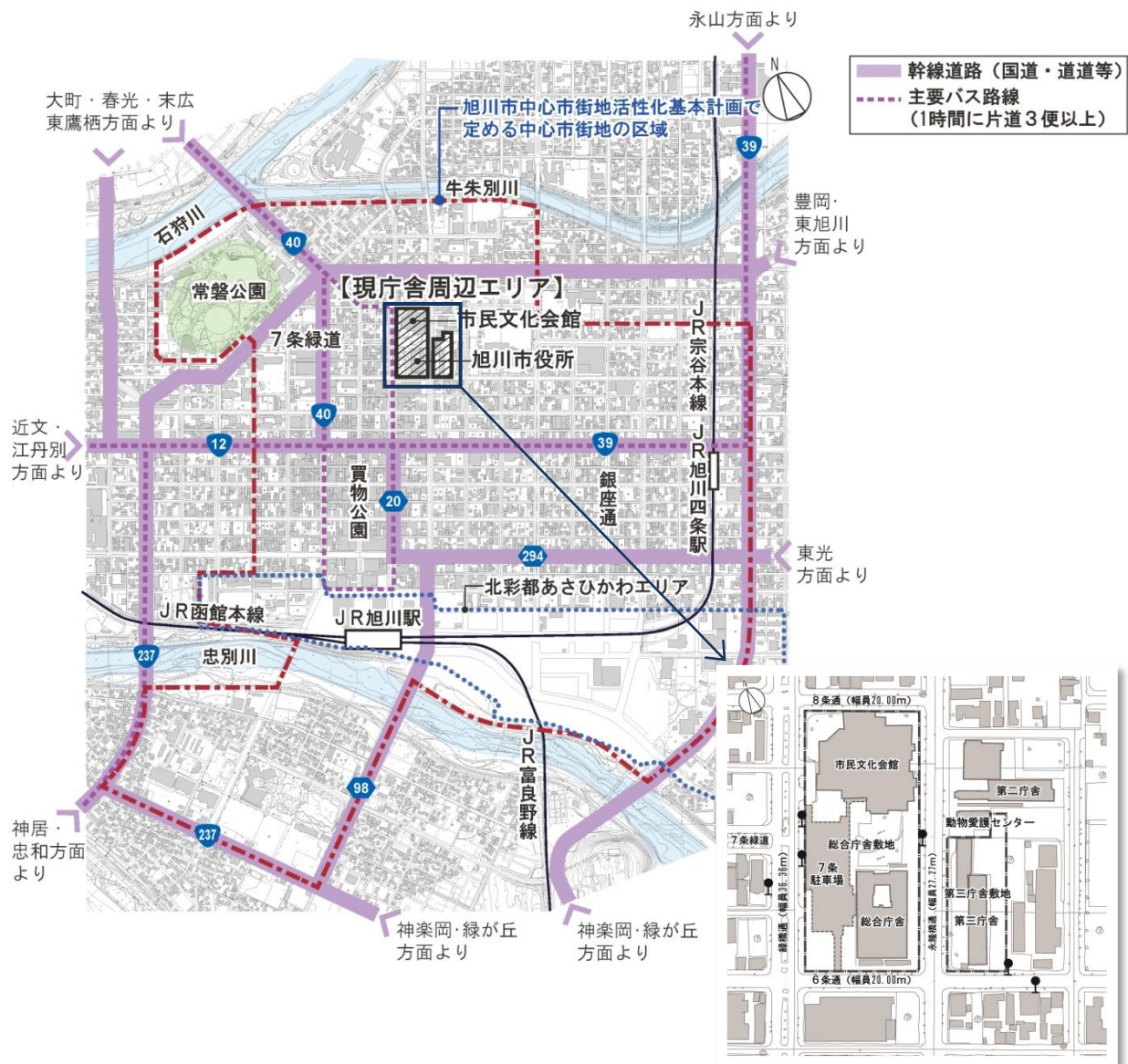
基本理念のもと、新庁舎に求められる役割とそれに応じた基本方針を次のとおりとします。

役割	基本方針
市民サービス	利用しやすい庁舎 庁舎を訪れた市民が円滑に目的の場所を探すことができ、分かりやすく「利用しやすい庁舎」を目指します。
	親しまれる庁舎 市民が気軽に訪れ、集うことができる、明るく開放的な「親しまれる庁舎」を目指します。
まちづくり	まちづくりの中心となる庁舎 今後の旭川市の将来に夢を託し、北北海道の拠点としての役割を担うような「まちづくりの中心となる庁舎」を目指します。
行政事務	機能的・効率的な庁舎 行政運営の継続性と効率性を確保した「機能的・効率的な庁舎」を目指します。
議会	独立性を保ちつつ、市民に開かれた議会 議会が果たす役割の観点から、「独立性を保ちつつ、市民に開かれた議会」を目指します。
危機管理	安全・安心な庁舎 地震や浸水等の災害が発生した際にも個人情報や行政情報を適切に保護・管理する観点から、高いセキュリティが確保される「安全・安心な庁舎」を目指します。
環境先導	人にやさしい庁舎（社会環境） 子どもや高齢者、障害者を始め、誰もが利用しやすい「人にやさしい庁舎」を目指します。
	地球にやさしい庁舎（自然環境） 環境負荷が低減された「地球にやさしい庁舎」を目指します。

新庁舎の建設場所

新庁舎の建設場所である「現庁舎周辺エリア」は、幹線道路及びバス停留所からのアクセス性に優れているとともに、来庁者用駐車場が確保しやすいといった特徴があります。

また、官庁街としての歴史的なシンボル性を有するほか、市民文化会館などの周辺公共施設との相乗効果によるにぎわいづくりが期待できます。



敷地	総合庁舎敷地	第三庁舎敷地
住所	6・7・8条通9丁目	6・7条通10丁目
敷地面積	26,771㎡	7,661㎡
用途地域	商業地域	
建ぺい率／容積率	80％／400％	
その他制限等	防火地域、駐車場整備地区、駐輪場設置義務指定区域	
接道状況	東側：27.27m（永隆橋通） 西側：36.36m（緑橋通） 南側：20.00m（6条通） 北側：20.00m（8条通）	西側：27.27m（永隆橋通） 南側：20.00m（6条通）
電波法（伝搬障害防止区域）	伝搬障害防止区域（敷地の一部）	
ハザードマップ（浸水想定区域）	非浸水域	

(1) 総合庁舎及び第三庁舎

総合庁舎は、建築家佐藤武夫によって設計され、昭和34年に日本建築学会賞を受賞したほか、平成15年にはDOCOMOMO*1 100選に選出されるなど、歴史的価値を有しているとの評価を受けており、建物の保存・活用について要望が出されています。

しかし、この建物を保存・活用するためには、耐震改修及び設備更新に多額の費用を要するほか、建物の維持管理費用も毎年必要となります。また、建物の外観等を維持しつつ改修して執務室として利活用する場合には、内部に多くの筋かいを設けなければならない、有効に活用できるスペースが減少することが想定されます。

また、本市では、平成27年度に「旭川市公共施設等総合管理計画*2」を策定し、公共建築物の施設保有量削減に取り組んでいるところであり、公共施設の最適化の観点から総合庁舎に新たな機能を持たせて活用することは難しい状況です。

平成28年度に市民3千人を対象に実施したアンケート調査においては、総合庁舎の歴史的価値や耐震改修に要する費用を示した上でその取扱いについて聞いたところ、「耐震補強工事を実施した上で保存活用」とする回答が13.5%であった一方で、「取り壊して敷地を有効活用すべき」との回答が74.3%となっています。

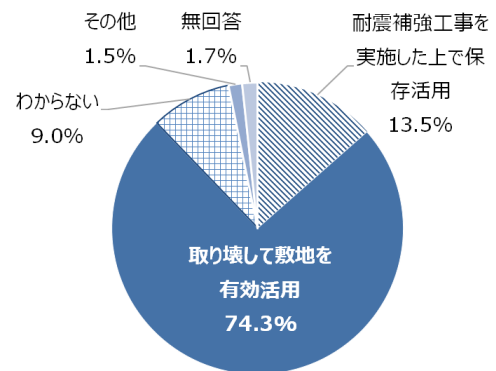
さらに、第三庁舎についても耐震性が不足し、設備等の老朽化が著しい状況となっています。

これらのことを踏まえ、総合庁舎及び第三庁舎については解体撤去し、敷地の有効活用を図ることとします。

なお、総合庁舎の歴史的価値を次世代へ継承していくための手法については、今後、検討していきます。

■「旭川市新庁舎建設基本計画策定に向けたアンケート結果報告書」より

『問13 新庁舎の建設後、あなたは現総合庁舎をどのようにすべきと考えますか。』



(2) 市民文化会館

新庁舎は、「市民でにぎわい、親しまれるシビックセンター」を基本理念として、周辺施設と連携してにぎわいを創出することを目指しており、新庁舎において整備を予定している市民活動・市民交流支援機能や情報発信機能、便利施設機能などは、隣接する市民文化会館が有する各種機能と互いに連携させることで、より効率的かつ効果的な運営が可能となるとともに、更なるにぎわいの創出が期待できます。

このため、新庁舎の建設に当たっては、市民文化会館を含めた敷地の一体的な利用を進め、相互の機能連携を図ります。

なお、市民文化会館の整備については、今後市民や利用団体等の意見を聞きながら別途検討を進めますが、整備に着手するまでの間、施設の維持に必要な修繕を行いながら運営していきます。

注釈

- * 1 DOCOMOMO : 20世紀の建築における重要な潮流であったモダン・ムーブメントの歴史的・文化的重要性を認識し、その成果を記録するとともに、それにかかわる現存建物・環境の保存を訴えるために、1988年に設立された国際学術組織
- * 2 旭川市公共施設等総合管理計画 : 施設保有量の最適化や施設の維持管理及びコストの抑制と財源確保など、市としての公共施設マネジメントの基本方針として平成27年度に策定

(3) 7条駐車場

総合庁舎前庭地下の7条駐車場は、来庁者は30分間無料利用が可能なことから、庁舎周辺の来庁者用駐車場が不足している現状において、その受け皿となっています。

しかし、昭和50年の営業開始以来40年以上が経過し、施設は老朽化が進み、今後大規模な改修が必要となることが想定され、多額の改修費用が課題となっています。

そのため、7条駐車場については、新庁舎建設の間は不足する来庁者用駐車場の受け皿としても必要であり、当面の間施設の維持に必要な修繕を行いながら活用しますが、新庁舎完成後を見据え、今後のあり方を検討していきます。

新庁舎の規模

新たに建設が必要な庁舎の面積は、耐震性が確保されている第二庁舎を引き続き使用することで規模の縮小に努め、必要面積約3万6千㎡から第二庁舎の事務室面積（約6千㎡）を差し引いた約3万㎡とします。

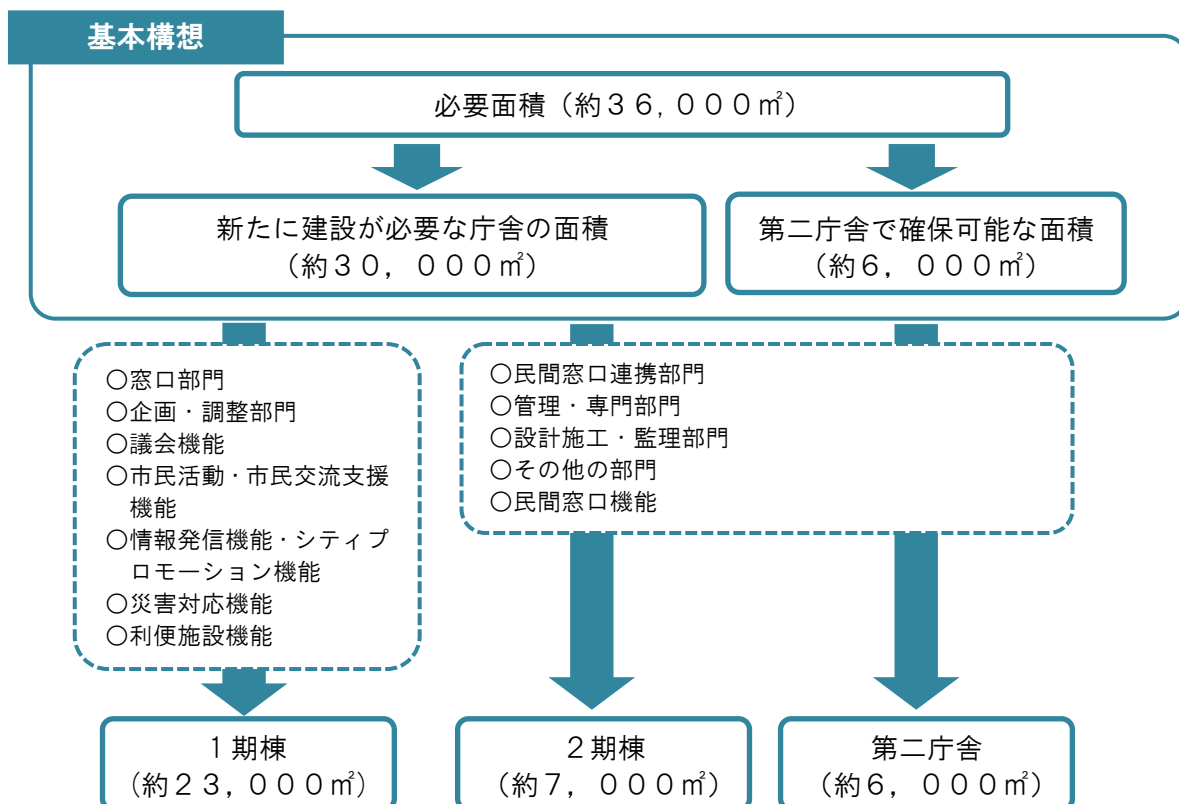
なお、平成28年度に実施した執務環境計画検討業務委託を通じて、本市の保管文書量が、他都市の平均よりも多いという課題が明らかになったため、今後は保管文書量の削減に取り組みながら、新たに建設が必要な庁舎の面積（3万㎡）のコンパクト化を図ります。

新庁舎の必要面積3万㎡を一度に整備した場合、工事期間が短期間となるため、地元企業の受注機会が限定的となるほか、単年度当たりの財政負担が大きくなります。

これらの課題解決のため、庁舎を2期に分け段階的な整備とすることで、工事発注及び事業費の平準化や、単年度当たりの財政負担の軽減を図るとともに、将来の人口減少などの社会情勢の変化にも柔軟に対応していきます。

新庁舎の規模については、1期棟は、市民サービスの向上を優先するため、窓口部門や市民活動の支援、旭川らしさの発信を担う機能を配置するとともに、企画・調整部門、議会機能及び災害対応機能を配置することとし、面積は約2万3千㎡と想定します。

2期棟は、民間窓口連携部門や管理・専門部門、民間窓口機能等といった1期棟に入らなかった機能のうち、第二庁舎を利用した6千㎡を差し引いた約7千㎡と想定しますが、2期棟の建設時に再度その必要性も含め精査することとします。



新庁舎の機能

基本方針-1 利用しやすい庁舎

窓口機能

総合窓口の導入
臨時受付窓口スペース
受付業務に応じたカウンター
プライバシーに配慮した相談スペース
ゆとりのある待合スペース

案内機能

総合案内
フロア案内
分かりやすい案内表示

アクセス機能

来庁者用駐車場などの整備
公共交通機関を利用する来庁者の利便性向上

基本方針-2 親しまれる庁舎

市民活動・市民交流支援機能

会議・集会スペース
展示スペース

情報発信機能

市政情報コーナーの拡充
市政情報の充実

利便施設機能

憩いの場
食堂や売店
ＡＴＭコーナーの充実

基本方針-3 まちづくりの中心となる庁舎

中心市街地活性化

周辺の環境と調和を図った広場の整備
周辺施設との機能連携

地場産業の振興

地場製品等の活用
地元企業の参画

シティプロモーション^{*3}

地場製品や特産品の紹介コーナー
旭川の魅力の発信

基本方針-4 機能的・効率的な庁舎

執務機能

機能的な執務室
ユニバーサルレイアウト^{*4}の導入
会議室・打合せスペース
執務環境への配慮

文書等保管機能

文書保管スペースの確保
倉庫等の設置

ICT^{*5}機能

フリーアクセスフロア^{*6}の導入
サーバー室の設置と業務システムの最適化
全庁共用会議室にICT機能の導入
電子ディスプレイ(デジタルサイネージ^{*7})等の導入

施設管理機能

物品搬出入時の動線確保

基本方針-5 独立性を保ちつつ、市民に開かれた議会

議会機能

市民に開かれた議会
諸室の整備

議会情報発信機能

情報通信環境
議会情報の発信

基本方針-6 安全・安心な庁舎

災害対応機能

災害対策本部機能
備蓄倉庫
ライフラインの確保
浸水対策

セキュリティ機能

庁舎内のセキュリティ確保

基本方針-7 人にやさしい庁舎（社会環境）

利用空間・利用設備機能

ユニバーサルデザイン^{*8}の導入

基本方針-8 地球にやさしい庁舎（自然環境）

環境への配慮

省エネルギー性能の向上
再生可能エネルギー等活用の検討
都市環境への配慮

注釈

- *3 シティプロモーション：地方都市が知名度や好感度を上げていくことを目的として、自らのまちの特色や魅力などを他の地域や企業に売り込むこと。
- *4 ユニバーサルレイアウト：あらかじめ同サイズ（幅、奥行き）の机やキャビネットで統一し、均一に配置するレイアウト。組織変更時のコスト削減や備品管理・調達のしやすさなどでメリットがある。
- *5 ICT：Information and Communication Technology の略称。情報や通信に関する技術の総称
- *6 フリーアクセスフロア：各種配線を床下に露出させることなく、床下に電力や電話、LANケーブル等の配線用空間がある二重床構造
- *7 デジタルサイネージ：液晶などの電子パネルを利用し、情報を発信するシステム
- *8 ユニバーサルデザイン：障害の有無や年齢、性別、国籍にかかわらず、全ての人にとって安全で使いやすい製品や、快適で不便のない生活環境をデザインするという考え方

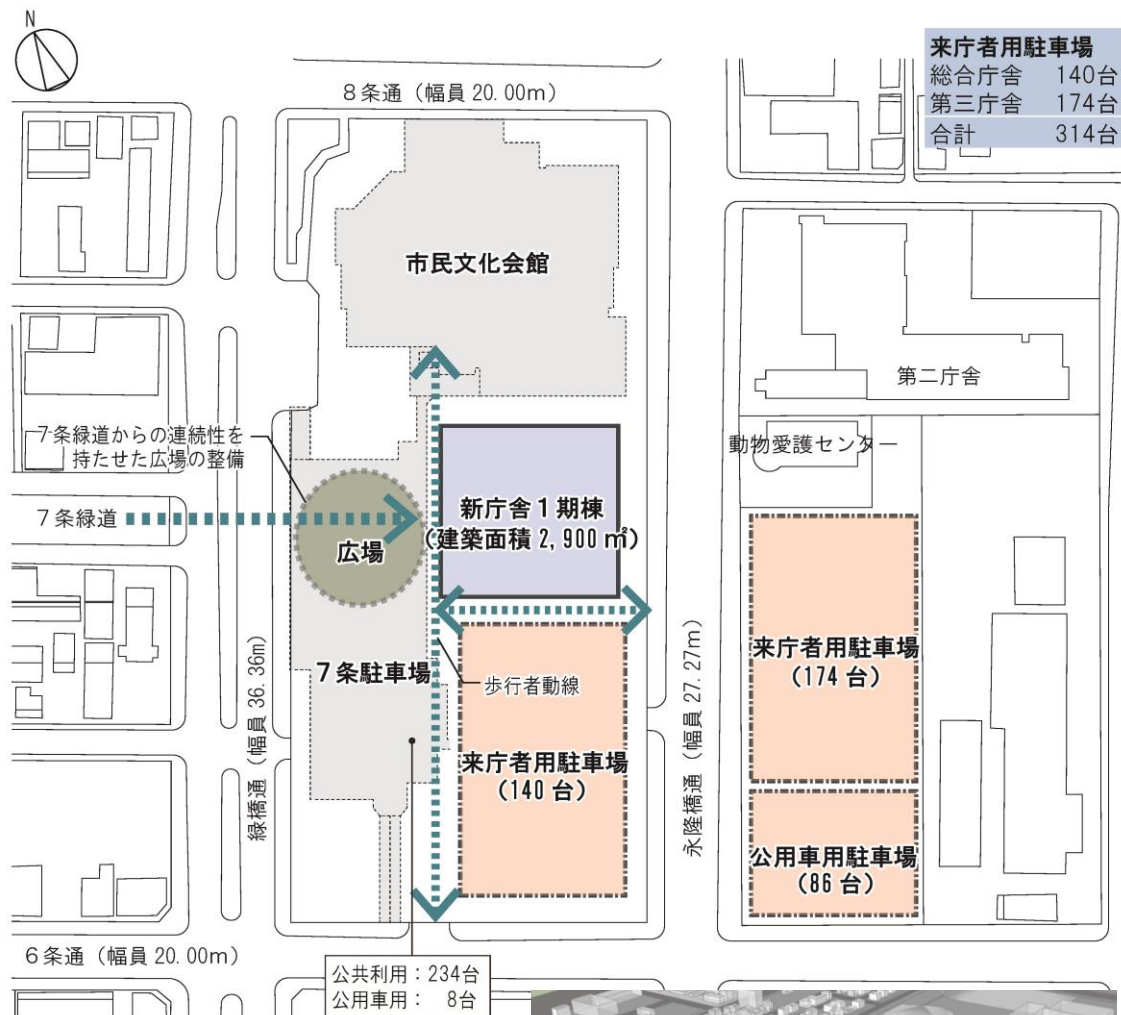
新庁舎の建築計画・事業計画

配置計画

新庁舎1期棟は、仮庁舎を必要とせず早期に庁舎建設に着手することが可能な総合庁舎、7条駐車場、市民文化会館の間にある位置に建設します。なお、現在空いている敷地だけでは、1期棟の建築面積が小さく、窓口機能を低層階に集約することが難しいため、市民文化会館の運営に支障のない範囲で建物の一部（レストラン部分）を撤去し、建築面積を広げることで、窓口機能を低層階に集約し、市民の利便性の向上を図ります。

また、新庁舎に必要な来庁者用駐車台数は、総合庁舎跡地に整備する駐車場だけでは確保できないことから、総合庁舎跡地に駐車場を整備した後、第三庁舎を取り壊し、駐車場を整備することで必要な台数^{*9}（313台）を確保します。

【1期棟及び駐車場の整備完了時点（平成36年度を想定）における配置イメージ】



〔1期棟〕
延べ床面積：約23,000㎡ / 地上8階程度

【配置イメージ】

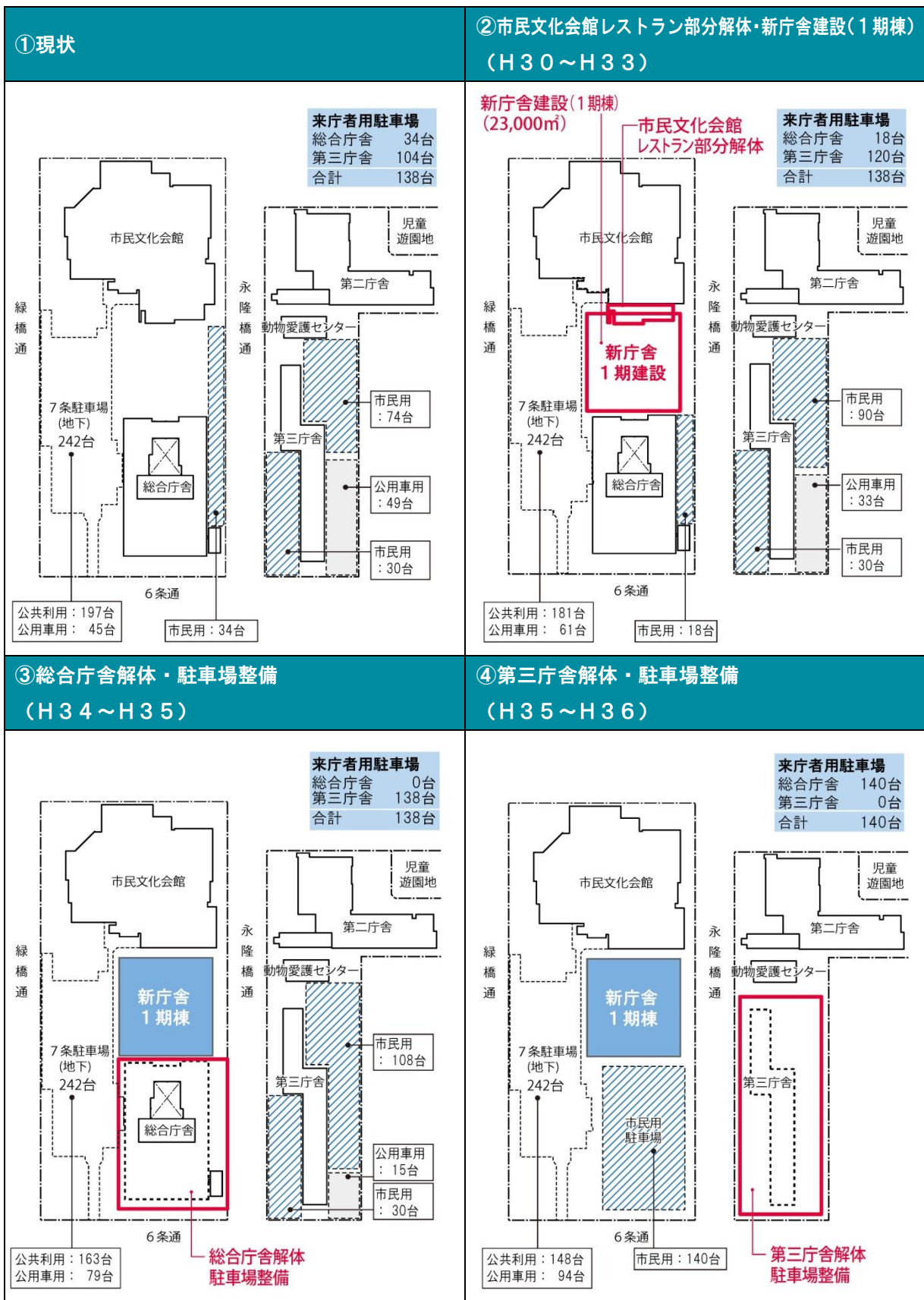


注釈

*9 必要な台数：新庁舎に必要な来庁者用駐車場の台数は、「旭川市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」の規定を遵守するとともに、「市・区・町役所の窓口事務施設調査」及び「最大滞留量の近似的算定法」をもとに算定した結果、313台とする。

【整備工程】

工事期間中の来庁者用駐車場は、現状の来庁者用駐車台数138台を常に確保することとします。
また、現状の公用車台数94台は、7条駐車場も活用しながら確保します。



構造計画

構造方式については、イニシャルコスト^{*10}、ランニングコスト^{*11}ともに最も安価で、将来にわたって財政負担を抑制できること、設計方法、施工方法とも一般的なもので地元企業での対応が可能であること、さらには設計期間、工事期間が他の工法に比べ短期間で済むため、早期に新庁舎の供用を開始できるといった点でメリットがあることから「耐震構造」を採用します。

事業手法

事業手法の選定においては、事業期間が短縮でき、耐震性能が低い総合庁舎の状況を早急に解決できること、市民の幅広い意見や要望を反映しやすいこと、地元企業が参画しやすく地域経済の活性化の面において優れているといった面でメリットがあることから「設計・施工分離発注方式（従来方式）」を採用します。

設計発注手法

設計発注手法の選定においては、質の高い設計者の選定が可能であり、また、市の意向や市民意見を的確に反映をさせながら設計を進めることが可能な技術提案（プロポーザル）方式を採用します。

事業スケジュール

事業スケジュール及び事業費は、配置計画、事業手法の検討に加え、年度ごとの事業費の平準化を考慮し、次のとおりとします。

なお、建設工事費については、他都市での建設事例を参考に建設単価は1㎡当たり40万円として算出していますが、社会情勢の変動等により、今後、更に上昇する可能性があることから、建設に当たっては、スケジュールを精査するとともに、事業費の抑制に努めます。

（単価：億円 税抜）

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	計
事業スケジュール									
年度別事業費	0.3	1.3	6.3	46.3	42.1	5.8	6.2	2.2	110.5
建設基金			1.0	13.0	11.0				25.0
国庫補助金			0.2	1.5	1.3				3.0
地方債		0.1	3.6	30.3	28.3	3.3	4.6	0.7	70.9
一般財源	0.3	1.2	1.5	1.5	1.5	2.5	1.6	1.5	11.6
年度別財源	0.3	1.3	6.3	46.3	42.1	5.8	6.2	2.2	110.5

※地方債の償還期間は20年間で、その償還額は、毎年約4億2,500万円程度と想定しています。

注釈

- *10 イニシャルコスト：建築物の建設、機械や設備を導入したときなど、稼働するまでの間に必要となる初期費用
 *11 ランニングコスト：建築完成後の建物や設備を維持・運用・管理するために必要な維持管理費、光熱費、修繕費などの費用